

通達甲（地. 総. 庶）第 2 号

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

水路使用許可取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、水路使用許可取扱要綱を制定し、平成30年7月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

水路使用許可取扱要綱

第1 目的

この要綱は、東京都水上安全条例（平成30年東京都条例第46号。以下「条例」という。）第17条第1項に規定する水路使用の許可（以下「水路使用許可」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

水路使用許可の取扱いについては、条例、東京都水上安全条例施行規則（平成30年3月30日東京都公安委員会規則第5号。以下「施行規則」という。）、東京都水上安全条例の規定に基づく弁明の機会の付与に関する規則（平成30年6月15日東京都公安委員会規則第9号。以下「弁明規則」という。）及び水路における集団示威運動等に係る許可の取扱いについて（平成30年6月27日通達甲（備. 備1. 連）第1号。以下「競合許可取扱通達」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定義

- 1 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 許可申請 水路において、条例第17条第1項各号に掲げる行為をしようとする者（以下「申請者」という。）が、同項の規定により所轄警察署長に対して行う水路使用許可の申請をいう。
 - (2) 許可証 条例第18条第2項の規定により、所轄警察署長が申請者に対して交付する施行規則別記様式第1号の「水路使用許可証」（添付資料を含む。）をいう。
- 2 前1に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第4 水路使用許可に係る各種手続上の留意事項

- 1 水路使用許可に係る各種手続は、申請に係る水路を管轄する警察署の地域総務係において行うものとする。ただし、許可申請の対象行為が、水路使用許可のほか、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年東京都条例第44号。以下「公安条例」という。）第1条の規定により東京都公安委員会の許可を受けなければならない行為（以下「水路における公安条例対象行為」という。）である場合は、この限りでない。
- 2 所轄警察署長は、申請者から、施行規則別記様式第1号の「水路使用許可申請書」（添付資料を含む。以下「許可申請書」という。）、施行規則別記様式第2号の「水路使用許可証記載事項変更届」（添付資料を含む。以下「変更届出書」という。）又は施行規則別記様式第3

号の「水路使用許可証再交付申請書」（以下「再交付申請書」という。）（以下「申請書等」と総称する。）の提出を受けた場合において、当該申請書等の内容に不備があるときは、これを補正させてから受理するものとする。

- 3 所轄警察署長は、申請書等を受理する場合において、水路使用許可の申請者が法人であるときは、当該法人と、当該申請書等を提出する者との関係を確認しなければならない。
- 4 警察署長は、申請者から当該警察署長が交付していない許可証に係る変更届出書又は再交付申請書の提出があった場合は、施行規則第7条第7項又は第8項の規定により許可証を交付した所轄警察署長に提出することになっている旨を当該申請者に教示するものとする。
- 5 所轄警察署長は、許可申請書及び変更届出書を受理する場合は、交付用及び署控え用として2部あることを確認するものとする。
- 6 所轄警察署長は、申請者が法人である場合は、提出された申請書等の申請者欄又は届出者欄に法人の名称及び代表者の氏名が記載されていることを確認するものとする。
- 7 所轄警察署長は、申請者に交付する書類の加除訂正箇所には、職印を押印し、当該書類に添付書類がある場合は、職印で契印するものとする。

第5 許可申請に係る手続

1 許可申請の受理及び審査

- (1) 所轄警察署長は、申請者から水路使用に関し許可申請があった場合は、次の事項に留意するものとする。

ア 提出された許可申請書の目的欄に、具体的な行為が記載されており、当該行為が条例第17条第1項各号又は施行規則第6条各号に掲げる行為であること。

イ 提出された許可申請書の場所欄に、河川の名称及びその区域が記載されており、当該許可申請書に申請に係る行為の場所を示す図面が添付されていること。

ウ 提出された許可申請書の各欄に記載された事項を補足する必要があるときは、補足資料が添付されていること。

- (2) 所轄警察署長は、提出を受けた許可申請書に不備がない場合は、これを受理し、別記様式第1号の「水路使用許可台帳」に所要事項を記載するものとする。

- (3) 所轄警察署長は、前（2）の規定により受理した許可申請書に受理年月日及び水路使用許可台帳により取得した受理番号を記載の上、次により申請内容を審査するものとする。

ア 水路使用許可の可否及び船舶交通の安全のために付すべき必要な条件（以下「許可条件」という。）は、条例第17条第2項の規定により、判断すること。

イ 許可申請のあった水路使用について、他に所轄警察署長があるときは、当該所轄警察

署長と水路使用許可の可否及び許可条件について協議すること。

ウ 処理期間が7日を越える場合には、警視庁警察署処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第6号）別記様式第9の「申請処理表」を作成し、署控え用の許可申請書（以下「申請書兼許可証控え」という。）に添付し、処理てん末を明らかにしておくこと。

(4) 所轄警察署長は、県警察の管轄区域にわたる許可申請を受理した場合は、地域総務課長（機動警ら係経由。以下同じ。）に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

2 許可証の作成及び交付

(1) 所轄警察署長は、前1の(3)の規定による審査の結果、申請に係る水路使用を許可する場合は、水路使用許可台帳に必要事項を記載の上、次により許可証を作成するものとする。

ア 受理した許可申請書のうち、交付用を許可証として使用すること。

イ 許可条件を付さないときは、許可証に記載されている不要な文言を削除すること。

ウ 許可証の番号欄には、水路使用許可台帳により取得した許可番号を記載すること。

エ 許可条件を付すときは、許可証の条件欄に記載し、又は別記様式第2号の「許可条件書」に記載の上、許可証に添付すること。

オ 前エの規定により許可条件書を添付したときは、許可証の条件欄にその旨を記載すること。

カ 前イからオまでに規定する措置は、申請書兼許可証控えにも同様にとること。

(2) 所轄警察署長は、前(1)の規定により作成した許可証を次の事項に留意の上、交付するものとする。

ア 申請者が法人である場合は、当該法人と許可証の交付を受けに来た者（以下「受領者」という。）との関係を確認すること。

イ 許可条件を付す場合又は指導事項がある場合は、許可証の交付時にその内容を受領者に説明すること。

3 水路使用を許可した場合の通知

(1) 地域総務課長が別途通知する所轄警察署長は、前1及び2の規定により水路使用を許可した場合は、東京湾岸警察署長（地域総務係経由）にその旨を通知するものとする。

(2) 前記1の(3)のイの規定による協議を行った所轄警察署長は、前1及び2の規定により水路使用を許可した場合は、協議先の所轄警察署長にその旨を通知するものとする。

4 水路使用を許可しない場合の措置

所轄警察署長は、前記1の(3)の規定による審査の結果、申請に係る水路使用について

不許可の決定をした場合は、水路使用許可台帳に必要事項を記載の上、次により別記様式第3号の「不許可通知書」を作成し、申請者に交付するものとする。

- (1) 前記1の(2)の規定により受理した許可申請書の「水路使用許可証」欄を斜線で削除し、不許可通知書に添付すること。
- (2) 交付の際に受領者に特異言動等がある場合には、申請処理表を作成し、申請書兼許可証控えに添付して、処理てん末を明らかにしておくこと。

第6 許可証の記載事項の変更

1 変更届出書の受理

所轄警察署長は、許可証を交付した申請者から、条例第18条第3項の規定により許可証の記載事項について変更の届出があった場合は、次の事項を確認の上、受理するものとする。

- (1) 提出された変更届出書の許可番号欄及び許可年月日欄には、変更に係る許可証の許可番号及び許可年月日が記載されていること。
- (2) 併せて変更に係る許可証を提出していること。
- (3) 変更の内容は、許可証の本質的な部分に及ばないものであり、新たに許可の可否及び許可条件についての審査を必要としないものであること。

2 記載事項の変更手続

所轄警察署長は、提出を受けた許可証の記載事項の変更を次により行うものとする。

- (1) 提出を受けた許可証の変更箇所を二重線で削除し、当該変更箇所の上部その他適当な箇所に変更した内容を、当該許可証の余白に変更年月日をそれぞれ朱書すること。
- (2) 図面等で変更内容を朱書することが困難な場合は、当該図面等を差し換え、その旨を変更届出書の「変更の内容」欄に記載させること。
- (3) 水路使用許可台帳の記載事項の変更箇所を朱書にて変更すること。
- (4) 交付用の変更届出書は提出を受けた許可証に添付して、許可証の一部とすること。
- (5) 署控え用の変更届出書は、申請書兼許可証控えに添付して保管すること。

3 変更届出を受理しない場合

所轄警察署長は、変更内容が許可証の本質的な部分に及び、新たな審査を必要とするものである場合は、変更届出書を受理することなく、申請者に対し、新たな許可申請が必要である旨を教示するものとする。

第7 許可証の再交付手続

1 再交付申請書の受理

所轄警察署長は、許可証を交付した申請者から、条例第18条第4項の規定により、許可

証の再交付の申請があった場合は、次の事項を確認の上、受理するものとする。

- (1) 許可証の再交付を申請する理由が、交付を受けた許可証の亡失、滅失、著しい汚損又は破損（以下「亡失等」という。）であること。
- (2) 提出された再交付申請書の許可番号欄及び許可年月日欄に、亡失等に係る許可証の許可番号及び許可年月日が記載されていること。
- (3) 著しい汚損又は破損により許可証の再交付を申請する場合は、併せて当該汚損又は破損に係る許可証が提出されていること。

2 許可証の再発行

所轄警察署長は、再交付する許可証の発行を次により行うものとする。

- (1) 再交付する許可証には、保管している申請書兼許可証控え（申請処理表を添付している場合は、当該申請処理表を除いたもの）の写しを1部作成し、これを使用すること。
- (2) 再交付する許可証の発行年月日は、亡失等に係る許可証を発行した年月日とし、当該再交付する許可証の右上余白には、「再交付」の文字と再発行年月日を朱書すること。
- (3) 亡失等に係る許可証に許可条件が付されていた場合は、再発行する許可証にも同様に許可条件を付すこと。
- (4) 提出を受けた再交付申請書は、保管している申請書兼許可証控えに添付して保管すること。
- (5) 水路使用許可台帳の該当箇所の備考欄には、「再交付」の文字及び再交付年月日を記載すること。

3 再交付の申請を受理しない場合

所轄警察署長は、再交付の申請理由が、許可証の亡失等でない場合その他再交付の必要がないと認められる場合は、地域総務課長に連絡の上、必要な指示を受け、申請者に対し、再交付の申請を受理しない旨及びその理由を説明するものとする。

第8 水路使用許可に係る手続の特例

1 口頭による許可申請

- (1) 所轄警察署長は、申請者から、緊急を要し、かつ、あらかじめ許可申請書を提出するいとまがないものとして、口頭による申告があった場合は、施行規則第7条第4項の規定に該当しないと明らかに認められるときを除き、これを許可申請として受理し、別記様式第4号の「緊急工事等許可台帳」に必要事項を記載するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、前（1）の申告を許可申請として受理しなかった場合は、申請者に、施行規則第7条第4項の規定に該当しない旨及び許可申請書による事前の申請が必要であ

る旨を教示するものとする。

(3) 所轄警察署長は、前記(1)の申告を許可申請として受理した場合は、前記第5の1の(3)のア及びイの規定に準じて、水路使用の許可の可否及び許可条件を審査するものとする。

(4) 所轄警察署長は、前(3)の規定による審査の結果、水路使用を許可する場合は、申請者に対して次の措置を講ずるものとする。

ア 緊急工事等許可台帳により取得した許可番号を口頭で告げるとともに、許可条件を付す場合は、当該許可条件について説明すること。

イ 行為終了後、遅滞なく当該行為が終了した旨の報告をするよう指導すること。

ウ 行為終了後、速やかに許可申請書1部を提出するよう指導すること。

(5) 所轄警察署長は、行為終了後に提出を受けた許可申請書を口頭による許可申請によるものであることを明らかにして保管しておくものとする。

2 水路における公安条例対象行為

所轄警察署長は、申請者から水路における公安条例対象行為について許可申請があった場合は、競合許可取扱通達の定めるところにより取り扱うものとする。

第9 許可条件の変更等

所轄警察署長は、条例第17条第4項の規定により許可条件を変更し、又は新たに付す場合は、水路使用許可台帳の該当箇所の備考欄にその旨を記載の上、別記様式第5号の「水路使用許可条件変更等通知書」により申請者に通知するものとする。この場合において、当該水路使用許可条件変更等通知書の写しを保管中の申請書兼許可証控えに添付しておくものとする。

第10 許可条件の遵守状況の確認等

1 所轄警察署長は、水路使用許可に係る水路の使用状況及び原状回復状況並びに許可条件の遵守状況について、適宜、現場の点検を行い、確認するものとする。

2 所轄警察署長は、前1の規定による確認の結果、許可条件が遵守されていない場合又は使用後の水路を原状に回復させる措置がとられていない場合は、船舶交通の安全のために必要な措置又は水路を原状に回復させる措置を講ずるものとする。

第11 許可の取消し等に係る手続

1 証拠の保全

所轄警察署長は、条例第17条第5項の規定により、水路使用許可の取消し又は効力の停止(以下「不利益処分」という。)を行おうとする場合は、写真、見取図等により、許可条件違反に該当すること又は船舶交通の安全のために特別の必要があることを明らかにした上

で、当該不利益処分を必要とする理由を明確にしておくものとする。

2 不利益処分の措置区分

所轄警察署長は、水路使用の方法及び期間、船舶交通の環境、許可条件違反の内容等を総合的に勘案し、次の区分により不利益処分を行うものとする。

- (1) 許可の取消処分 許可の効力を停止したとしても、停止期間中に許可条件違反の是正が見込めない場合又は船舶交通の妨害となるおそれが依然として残ると認められる場合
- (2) 許可の効力の停止 許可の効力を停止すれば、停止期間中に許可条件違反の是正が見込める場合又は船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められる場合

3 不利益処分を行う場合の事前報告

所轄警察署長は、不利益処分を行う場合は、事前に地域部長（地域総務課機動警ら係経由。以下同じ。）に報告し、必要な指示を受けるものとする。

4 不利益処分を行う場合の事前措置

所轄警察署長は、不利益処分を行う場合は、船舶交通の安全のため緊急やむを得ないときを除き、当該不利益処分の対象となる水路使用許可の申請者に条例第17条第6項の弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与しなければならない。この場合における手続は、弁明規則の定めるところによる。

5 弁明録取者の指定

所轄警察署長は、地域総務係の巡查部長以上の幹部、水路使用に関する知識及び経験を有する警察官その他所轄警察署長が特別に認めた者の中から、弁明規則第7条第1項の弁明録取者を指定するものとする。この場合において、別記様式第6号の「弁明録取者指定表」により当該弁明録取者の指定の状況を明らかにしておくものとする。

6 不利益処分を行う場合の措置

所轄警察署長は、不利益処分を行う場合は、別記様式第7号の「水路使用許可取消等処分通知書」により前記4の申請者に通知するものとする。この場合において、処分後は速やかに、別記様式第8号の「水路使用許可取消等処分結果報告書」により地域部長に報告するものとする。

第12 報告

- 1 所轄警察署長は、前年の水路使用許可の取扱状況について、毎年1月15日までに別記様式第9号の「水路使用許可取扱状況報告書」により地域部長に報告するものとする。
- 2 所轄警察署長は、水路使用許可に係る行為に起因する船舶事故その他社会的反響が大きい事象が発生した場合は、速やかに地域部長に報告するものとする。

水路使用許可台帳

年
警察署

受理日 受理番号	使用種別		場所 (河川名称)	期間	申請者	許可日 許可番号	交付日 受領者	受理者	備考
	目的	区分							
/		1・2 3()	()	/ : / :		/	/		
/		1・2 3()	()	/ : / :		/	/		
/		1・2 3()	()	/ : / :		/	/		
/		1・2 3()	()	/ : / :		/	/		

注 区分欄は、東京都水上安全条例第17条第1項各号の該当する番号に○印を付し、3に○印を付した場合は、併せて括弧内に東京都水上安全条例施行規則第6条各号の該当する番号を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表)

許 可 条 件 書

- 注1 記載しきれない場合は、別紙に記載の上、本許可条件書に添付すること。
2 指導事項がある場合は、許可条件と区別して記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁地域部地域総務課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(表)

第 号 年 月 日	
殿	
警視庁 警察署長	
不 許 可 通 知 書	
あなたが、別添のとおり 年 月 日付けで行った水路使用の許可申請は、次のとおり不許可としましたので通知します。	
決 定 年 月 日	年 月 日
不 許 可 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁地域部地域総務課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

緊急工事等許可台帳

署 長	副 署 長	課 長	課長代理	係 長	受理者（係・階級・氏名）		
					係	印	
					階級		
					氏名		
受 理 日 時					受 理 番 号		
申 請 者	住 所						
	氏 名 又 名	名 称					
	電 話						
目 的							
場 所 (河 川 名 称)							
期 間		年	月	日	時	分から	
		年	月	日	時	分まで	
方 法							
許 可 条 件							
許 可 番 号		水路使用許可申請書の受領月日等			月	日	印
備 考							

注 申請者の氏名又は名称欄には、申請者が法人の場合は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表)

第 号 年 月 日	
殿	
警視庁 警察署長	
<h3>水路使用許可条件変更等通知書</h3>	
年 月 日 第 号の水路使用許可については、 東京都水上安全条例第17条第4項の規定により、次のとおり <input type="checkbox"/> 同条第3項の規定により付した条件を変更した <input type="checkbox"/> 新たに条件を付した	
変更し、又は新たに 条件を付した理由	
変更し、又は新たに 条件を付した年月日	年 月 日
変更し、又は新たに 条件を付した内容	
備 考	

- 注1 該当する□にレ印を記入すること。
 2 備考欄には、指導事項等必要な事項を記載すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁地域部地域総務課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

弁明録取者指定表

警察署

署長	指定日	解除日	係	階級	氏名
			係		
			階級		
			氏名		
			係		
			階級		
			氏名		
			係		
			階級		
			氏名		
			係		
			階級		
			氏名		
			係		
			階級		
			氏名		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(表)

第 号 年 月 日	
殿	
警視庁 警察署長	
<h3>水路使用許可取消等処分通知書</h3>	
年 月 日第 号の水路使用許可について、東京都水上安全条例第17条第5項の規定により、次のとおり許可を取り消し、又は許可の効力を停止したので通知します。	
処 分 種 別	<input type="checkbox"/> 許可の取消し <input type="checkbox"/> 許可の効力の停止
処分の期日又は期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの間
処 分 理 由	(Blank area for reasons)
備 考	(Blank area for remarks)

注1 該当する□にレ印を記入すること。

2 備考欄には、指導事項等必要な事項を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁地域部地域総務課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

地 域 部 長 殿

警察署長

水路使用許可取扱状況報告書

1 水路使用許可取扱件数 (年) 担当者 警電

行為種別		件数	行為種別		件数		
第1号	工	護岸工事		第3号 (施行規則第6条)	祭礼行事・式典		
		橋りょうの新設・架け替え			競技会		
		橋脚の補修工事			水上パレード		
		その他			水上パレード(公安条例)		
	時間帯	昼間工事			その他		
		夜間工事			第2号	広告・宣伝(音のみ)	
		昼夜工事				広告・宣伝(音以外)	
			広告・宣伝(複数の方法)				
	業	浚渫 <small>しゅんせつ</small>			第3号	ロケーション	
		測量				撮影会	
		潜水				その他	
		架空線			第4号	消防訓練	
		橋りょうの点検				水防訓練	
		その他				避難訓練	
	小計(第1号)				救護訓練		
第2号	花火大会(陸地打上)		その他				
	花火大会(台船打上)		小計(第3号)				
	その他						
小計(第2号)			合 計				

2 河川区別

河川種別	行為種別							計
	第1号		第2号	第3号				
	工事	作業		第1号	第2号	第3号	第4号	
一級河川								
二級河川								
準用河川								
計								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。